

第五十八回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和四十三年三月五日(火曜日)
午前十時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青柳 秀夫君
理事 植木 光教君
小林 章君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 實雄君
西郷吉之助君
木村福八郎君
田中寿美子君
野上 元君
野上 勝君
瓜生 清君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 二木 謙吾君
大蔵省主計局長 相沢 英之君
大蔵省銀行局長 澄田 智君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵大臣官房財務調査官 田代 一正君
大蔵省国際金融局長 奥村 輝之君
国税庁次長 高柳 忠夫君

本日の會議に付した案件
○經濟援助資金特別會計法及び余剩農産物資金金融通特別會計法を廃止する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、稅務署の設置に關し承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

經濟援助資金特別會計法及び余剩農産物資金金融通特別會計法を廃止する法律案、日本開發銀行法の一部を改正する法律案、アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、稅務署の設置に關し承認を求めるの件を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。二木政務次官。

○政府委員(二木謙吾君) ただいま議題となりました經濟援助資金特別會計法及び余剩農産物資金金融通特別會計法を廃止する法律案外三案につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

最初に、經濟援助資金特別會計法及び余剩農産物資金金融通特別會計法を廃止する法律案について申し上げます。

經濟援助資金特別會計は、經濟的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定により、わが国の工業の助成その他本邦の經濟力の増強に資するためにアメリカ合衆国から贈与を受けた資金約三十四億円につきまして、その運用に關する経

理を明確にするため、昭和二十九年度に設けられたものであります。

また、余剩農産物資金金融通特別會計は、農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定によりアメリカ合衆国から借り入れた約三百八十億円に相当する外貨借入れ金を財源として、電源開發、農地開發等のために行なう資金の貸し付けにつきまして、その経理を明確にするため、昭和三十年度に設けられたものであります。しかしながら、これらの協定成立後十年以上を経過した現在では、両會計は、いずれも当初の貸し付けを終了して回収金の再投資を行なっている段階であり、毎年度の貸し付け原資も少なく、これらを独自の會計として存続させる意義が失われていると考えられるのであります。

この法律案は、以上のような事情にかんがみ、両會計を昭和四十二年限り廃止してその權利義務を産業投資特別會計に引き継ぐことにより、産業投資關係の特別會計を整理統合して国の會計経理の簡素化をはかろうとするものであります。次に、日本開發銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案による日本開發銀行法の改正の内容は、日本開發銀行の借入れ及び債券發行の限度を自己資本の四倍から五倍に引き上げることであります。

日本開發銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期資金の融通により、わが國經濟の再建及び産業の開發の促進につとめてまいっているものであります。昭和四十三年度の財政投融资計画においても、同行の貸し出しは、二千五百十億円と予定されており、これに債務保証を加えますと、昭和四十三年度末の同行の貸し付け等の残高は、一兆六千五百九十一億円に達すると見込まれております。

このように、四十三年度においては、同行の業務量の一その増加が見込まれているのであります。したが、日本開發銀行の貸し付け等の残高につきましては、日本開發銀行法において、自己資本の額と借入れ金等の限度額との合計額をこえてはならないことと定められておりますので、現状のまま推移するとすれば、四十三年度中に、同行の貸し付け等の残高は、この限度額をこえることとなります。

したが、いまして、この際、同行の借入れ金等の限度額を自己資本の四倍から五倍に引き上げ、これにより、貸し付け等の業務量の限度を拡大し、もって同行の業務の円滑な運営をはかろうとするものであります。

次に、アジア開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

アジア開發銀行は、アジアにおける經濟成長及び經濟協力を助長し、この地域内の開發途上にある加盟國の經濟開發の促進に寄与することを目的として、昭和四十一年末に発足したのであります。わが國は二億ドルの出資をもつて同銀行に加盟し、同銀行は、最近本格的業務を行なう体制を整えるに至っております。

またアジア開發銀行は、出資金を財源として通常の業務を行なうほか、各國の拠出による特別基金によつて特別業務を行なうことを予定しております。この特別基金の制度は、特別基金への拠出國の意向を反映した資金運用を可能ならしめることによつて各國の資金拠出を容易にしようという趣旨で設けられたものであります。政府といたしましては、同特別基金への拠出を行なうため、アジア開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正することとし、その法律案の成立をまつて、アジア開發銀行との間で取りきめを結びたいと考えております。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、アジア開発銀行の特別基金に充てるため、予算で定める金額の範囲内において、政府は、同銀行に対し、本邦通貨により拠出することができるといたしております。

第二に、当該拠出については、本邦通貨にかえて、その全部または一部を国債で行なうことができることとし、この国債の発行、償還等に関する事項は、同銀行に対する通常の出資に充てるため発行することができるとされてゐる国債の場合と同様とするよう定めております。

また、昭和四十三年度における特別基金への拠出金額は、七十二億円と予定し、昭和四十三年度予算案の予算総則で拠出限度額を七十二億円と定め、別途御承認をお願いしてゐる次第であります。なお、昭和四十三年度の拠出は全額を国債で行なうことを予定しております。

最後に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件について申し上げます。

最近における経済の発展に伴い、都会地の税務署では、管内の納税者及び課税物件等が年々増加しておりますが、一部の税務署におきましては、事務量が過大となり、税務指導等、納税者に対するサービスや事務管理の面で支障が生じようとしております。

このような事情に対処いたしまして、札幌国税局において、札幌中税務署の管轄区域を分割して、札幌市の西部の地域を管轄する札幌西税務署を、また、名古屋国税局において名古屋東税務署の管轄区域を分割して、千種区を管轄する千種税務署をそれぞれ設置し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかろうとするものであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づいて、国会の御承認を求める次第であります。

以上が、経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案外三案の提案の理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(相沢英之君) 経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案につきまして、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

昭和二十九年に結ばれた農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定により、日本はアメリカ合衆国から約五千万ドル相当の農産物を購入したのでありますが、この購入した農産物代金の二〇％は、同じく昭和二十九年に結ばれた経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定により日本国に贈与され、工業の助成、その他本邦の経済力の増強に資する目的に充てられることとなつたのであります。経済援助資金特別会計は、この贈与された円資金約三十四億円について、その運用に関する経理を明確にするために同年度に設けられたものであります。

同資金は、その設立当初におきましては防衛産業の設備資金等に充てるため、これを日本開発銀行に貸し付けたのでありますが、昭和三十四年度よりは、回収金及び利殖金を逐次日本航空機製造株式会社の出資に振りかえてまいりました結果、最近におきましては、会計の運転資金が著しく減少し、独立の会計として経理する意義が失われてきているのであります。

他方、余剰農産物資金融通特別会計は昭和三十一年及び昭和三十一年の二回にわたつて結ばれた農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定により借り入れた約三百八十億円に相当する外貨借り入れ金をもつて、電源開発、農地開発、その他本邦の経済の発展を促進するための貸し付けに充てることとし、その貸し付けに関する経理を明らかにするために昭和三十一年度設けられたものであります。

のであります。本会計も当初の貸し付けを終わつて、昭和三十一年度以降回収金の再貸し付けを行なつてゐる段階にありまして、貸し付けに充てる資金量も最近においては約二十億円程度にすぎず、貸し付け対象も最近ではほとんど電源開発株式会社及び愛知用水公団に限られております。

両会計とも以上のような状況でありますので、この際、両会計を廃止して、その権利義務を産業投資特別会計に引き継ぐことにより、産業投資関係の特別会計を整理統合して国の会計経理の簡素化をはかろうとするものであります。

以上、この法律案の提案の理由を補足して御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○説明員(田代一正君) ただいま議題となりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、日本開発銀行の借り入れ及び外貨債券発行の限度を自己資本の四倍から五倍に引き上げることとあります。日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期資金の融通により、わが国の経済の再建及び産業の開発の促進につとめてまいつてゐるのでありますが、昭和四十三年度の財政投融资計画においても、同行の貸し出しは二千五百億円と予定されております。

このように、日本開発銀行につきましては、業務量の一層の増加が見込まれてゐるところであります。貸し出し等の同行の業務量は、自己資本の額と借り入れ金等の限度額との合計額をこえてはならないことと定められておりますので、現行法のままで推移するとすれば、四十三年度中に同行の貸し付け等の残高はこの限度額をこえることとなります。したがひまして、この際、この限度を改正することが必要となるのであります。

この点に關しまして具体的に御説明いたします。日本開発銀行の昭和四十三年度における新規貸し付け予定額は、四十三年度計画額二千五百十

億円に、四十二年からの繰り延べ分百五十七億円を加えた二千六百六十七億円となるのに対し、回収額は千九百九十九億円、したがひまして、貸し付け純増額は千五百六十八億円と見込まれ、また、新規の債務保証予定額は五百八十六億円に對しまして、保証関係の消滅額は百七十億円、したがひまして、保証純増額は四百十六億円と予想されるのであります。すなわち、四十三年度における日本開発銀行の業務量の純増は、貸し付け及び債務保証合計で千九百八十三億円と相なりま

す。これを四十二年度末における同行の貸し付けにかゝる貸し付け残高見込みは一兆二千八百七十五億円、債務保証残高見込みは千七百三十四億円、合計一兆四千六百八億円に加えました昭和四十三年度末における同行の貸し付け及び債務保証残高は一兆六千五百九十一億円と見込まれるのであります。これから貸し付け等の限度規制の対象外とされております復興金融金庫及び米國対日援助見返資金特別会計からの承継債権残高を除きますと、その残高は一兆六千二百二十二億円と相なります。これに對しまして、現行法の規定による日本開発銀行の貸し付け等の最高限度額は、自己資本の金額三千四百四十億円及び自己資本の四倍に相当する借り入れ限度額一兆二千五百五十八億円の合計額、つまり一兆五千六百九十八億円であります。昭和四十三年度におきましては五百二十五億円の業務量超過を来すことに相なります。

したがひまして、この際、同行の借り入れ金等の限度を自己資本の四倍から五倍に引き上げ、これによりまして業務量の限度の拡大を行ない、同行の業務の円滑な運営をはかろうとするものであります。

以上をもちまして補足説明といたします。

○説明員(奥村輝之君) アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、さきに政務次官より提案理由の御説明を申し上げましたが、若干補足して御説明いたしたいと思います。

アジア開発銀行は昭和四十一年の末に発足し、

一方、一昨年十二月東京で開催されました東南

この法律案の概要につきましては政務次官から

以上がこの法律案の背景及び概要の説明であり

最初に、札幌国税局管内の札幌西税務署について申し上げます。

次に、名古屋国税局管内の千種税務署の設置に

年三月五日 【參議院】

以上申し上げましたように、今回の税務署の設

○柴谷要君 ちよつと資料の要求をお願いしたい

○政府委員（二木謙吾君） 早急に調べまして提出

午前十時五十分散会

1000

三號)(第一六七四號)(第一六七五號)(第一六

五九号)(第一七六〇号)(第一七六一号)(第二

しに関する請願(第一五六一号)

 Signature of the Director

請願者 滋賀県大津市南滋賀町七四八 莊

紹介議員 原誠一外三十二名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四一号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町五ノ六ノ四 佐

藤健一外三十四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四二号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町四ノ三ノ一

小浜高義外三十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四三号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町二ノ三ノ

五 菅原富夫外三十四名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四四号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友元町三ノ一ノ六

石村正好外三十四名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四五号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町五ノ四ノ

六 金成幸造外三十四名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四六号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ六ノ四

今田貞夫外三十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四七号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町三ノ一ノ五

藤田岩雄外三十四名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四八号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町四ノ三ノ三

作田松四郎外三十四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二四九号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町三ノ四ノ二

吾妻仁外三十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町一ノ六ノ

三 阿部武外三十四名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五一号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町一ノアバ

1ト内 川村幸雄外三十四名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五二号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町一ノ六ノ

六 磯谷長悦外三十二名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五三号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町二ノ一ノ一

田沢ヨシ外三十三名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五四号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町一ノ四ノ六

辻西キタエ外三十七名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五五号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町二ノ一ノ六

植原穂外三十三名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五六号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町二ノ六 真

鍋キツノ外三十四名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五七号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町二ノ三ノ六

高橋武外三十三名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五八号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町八ノ三ノ四

長原秀雄外三十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二五九号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友末広町三号ア

バート内 白木孝外三十三名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二六〇号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友末広町一ノア
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二六一号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友東雲町三ノ三ノ
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四四号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市富士見町六五 白谷
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市入舟町六ノ二 平田
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四六号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八九 上出正
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

男外二十八名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四七号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道阿寒郡阿寒町字阿寒湖畔
紹介議員 佐藤昇外五十名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四八号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 岩手県宮古市小沢二ノ五ノ一 平
紹介議員 山ヨウ子外二十二名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四九号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 岩手県宮古市光岸地一ノ一三 高
紹介議員 橋弘次郎外二十九名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 岩手県宮古市和見町四ノ一〇 盛
紹介議員 合勉外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 岩手県宮古市和見町四ノ一〇 盛
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 岩手県宮古市和見町四ノ一〇 盛
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 岩手県宮古市和見町四ノ一〇 盛
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 岩手県宮古市和見町四ノ一〇 盛
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 岩手県宮古市和見町四ノ一〇 盛
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

請願者 岩手県宮古市築地二ノ二ノ二九
紹介議員 鈴木哲夫外三十二名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五二号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形市元木三六一ノ五 高橋和雄
紹介議員 外二十七名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五三号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字寺内二、五〇
紹介議員 五ノ一三 溝越善四郎外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五四号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢五、二
紹介議員 〇〇ノ五 三浦末治外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢三、六
紹介議員 〇〇 鈴木静也外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢三、六
紹介議員 〇〇 鈴木静也外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢三、六
紹介議員 〇〇 鈴木静也外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢三、六
紹介議員 〇〇 鈴木静也外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢三、六
紹介議員 〇〇 鈴木静也外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢三、六
紹介議員 〇〇 鈴木静也外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

請願者 山形県長井市九野本二、九一
紹介議員 小笠原久雄外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五七号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市勸進代一、六九一
紹介議員 平美津雄外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五八号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市宮一〇五 青木一夫
紹介議員 外二十二名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五九号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市上伊佐沢四〇七 加
紹介議員 藤孝一外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市上伊佐沢四〇七 加
紹介議員 藤孝一外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市上伊佐沢四〇七 加
紹介議員 藤孝一外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市上伊佐沢四〇七 加
紹介議員 藤孝一外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市上伊佐沢四〇七 加
紹介議員 藤孝一外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市上伊佐沢四〇七 加
紹介議員 藤孝一外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 山形県長井市上伊佐沢四〇七 加
紹介議員 藤孝一外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県大津市錦織町二丁目 木村健

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六二号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県大津市南滋賀町七七四ノ三

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六三号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡栗東町十里 駒井英

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五一九号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町七ノ三ノ三

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五二〇号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町七ノ三ノ五

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五二二号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町五ノ三ノ六

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五二二号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町六ノ二ノ四

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五二三号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町七ノ五ノ二

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七四号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町三ノ六ノ四

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七五号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友元町四ノ六ノ一

紹介議員 山本武春外二十九名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七六号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町一ノ一ノ

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七七号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町四ノ五ノ

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七八号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町四ノ六ノ

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七九号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町四ノ三ノ

紹介議員 鈴木康夫外四十一名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八〇号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町三ノ六ノ

二 亀田清七外二十五名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八一号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町四ノ四ノ

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八二号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友緑町二ノ四ノ一

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八三号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友緑町二ノ五ノ五

紹介議員 清水又助外三十一名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八四号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友元町二ノ四ノ二

紹介議員 佐藤栄治外二十六名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八五号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友東雲町五ノ一ノ

四 小野富雄外三十三名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八六号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市字赤平六五五 松本 光夫外三十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八七号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友緑町一ノ二ノ六 沼沢光雄外十九名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八八号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町四ノ六ノ五 西川スミ子外三十名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八九号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町四ノ五ノ六 秋好虎太外三十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六九〇号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市字赤平六五九 田村 輝雄外二十八名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六九一号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町三ノ六ノ四 橋本誠外三十五名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六九二号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町三ノ四ノ一 本山みつ外二十名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六九三号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町五ノ一ノ二 田畑武美外三十三名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四三号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友元町四ノ二ノ二 篠塚寛治外二十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四四号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

債に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川町二、五六三ノ二〇五 長谷川利次外三十二名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四五号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 茨城県水戸市見和町四四ノ二〇 安達良三外三十二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四六号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 千葉県野田市木の崎三一五 石山 岩男外三十二名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四七号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡市大谷二、七二六 篠田文二 外三十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四八号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡市小鹿五七四ノ一四 鈴木忠 雄外三十二名

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四九号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

債に関する請願
請願者 静岡市弥勒町二ノ五ノ二六 小林 清外三十二名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五〇号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡市伊呂波町九一五ノ四二 松 永篤子外三十二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五一号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡県掛川市道神町八二ノ二 加 藤昭三郎外三十二名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五二号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡県天竜市山東一、四三六 長 島松郎外三十二名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五三号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡県清水市草薙一、三五七ノ六 山崎和子外三十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五四号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 石川県七尾市飯川町九四ノ二八ノ三 野見利雄外三十二名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五五号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 石川県七尾市大田町二六ノ一六 亀喜照外三十二名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五六号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 石川県七尾市大和町千部二三 中 出保子外三十二名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五七号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 神戸市東灘区本庄町深江磯島町二 四ノ一二 中井文太郎外三十二名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五八号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 神戸市兵庫区湊川町六丁目公有地 須山七郎外三十二名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五九号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市時友下田二二三 谷 口敏明外三十二名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七六〇号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市大字横山四三四 沖 原佐年外三十二名

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七六一号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市浅井町二町内 三上 イナ外三十二名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七六二号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県益田市大字ロー一、五四四ノ 二 宮内滝三郎外三十二名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七六三号 昭和四十三年二月十六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 香川県坂出市府中町西福寺 岩田 覚一外九百三十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一五六一号 昭和四十三年二月二十日受理
京都府八幡町内の国有財産の不正処分取消しに関する請願

請願者 京都府綴喜郡八幡町大字八幡町小 字平谷一五 真野大之助

紹介議員 藤田藤太郎君
国有財産(左記)の不正処分事件により、正当な使用権者が権利を侵害されているので、事実を調査の上、処分を取り消し、これを正当な使用権者に譲渡するように配慮されたい。

一、京都府綴喜郡八幡町大字八幡町小字高坊三〇番地の一部(面積一七・二二坪)

理由
一、私は、明治四十年以来、当時官幣大社であった石清水八幡宮境内の官有地(前記)を、京都府知事の許可を受けて借用し、宅地として家屋を建て使用してきた。

二、ところが、昭和三十年に至り、借用手続の更改の際、昭和二十四年に、石清水八幡宮が、正当な使用権者である私が存在するのにかかわらず、私の存在をかくし、当該土地を空地として虚偽の申請をなし、国も事実を知りながら、石清水八幡宮に当該土地を無償譲与していることが判明した。

三、該土地には、明治四十年に借用して以来、十二坪の家屋を建て、隣接の私有地(八幡町大字八幡町小字平谷十五番地、五十六坪)に建てた家屋とともに住居として使用してきた。

四、昭和二十六年四月、西に隣接した参道の石垣が崩壊して家屋が全壊、その後二・五坪の牧事場を建て住居として使用、現在に至っている。

五、該土地は境内地になる以前は里道であったもので、この土地を通らずには、私の所有地(家屋)へ出入りすることはできない。

六、神社側に對し、直接に、あるいは神社總代その他を介して、何回となく譲渡を交渉しているが、神社はいまだに譲渡に応じない。該土地は

当然有償で私に払い下げられるべきものである。(別紙図面添付)

第一五七二号 昭和四十三年二月二十日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(二通)

請願者 岡山県津山市字川崎一、七五六全 日本国立医療労働組合津山支部内 森昌道外千四百八十名

紹介議員 矢山 有作君
政府は、昭和四十三年度から国立療養所を特別会計に移行せよとしているが、これは、国立療養所が、長期慢性疾患の治療にはたしている役割を否定し、国の医療機関でありながら独立採算をめざす営利的医療機関に変化することを意味しているから、国立療養所の特別会計制移行をとりやめ、従来どおり一般会計において運営し整備拡充されたい。なお、国立病院の特別会計制を一般会計にされたい。

第一六九四号 昭和四十三年二月二十日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(二通)

請願者 島根県浜田市黒川三、七四八 大 崎成昭外三千三百五十一名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七六三三号 昭和四十三年二月二十一日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 兵庫県三田市大原春園園内 平良 義光外三十九名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七六四号 昭和四十三年二月二十一日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 兵庫県三田市大原 川上よし子外 四十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八八一号 昭和四十三年二月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 兵庫県三田市大原春霞園内 清水

由子外三十九名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八八二号 昭和四十三年二月二十二日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 兵庫県三田市大原春霞園内 鹿野

マユミ外三十九名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

昭和四十三年三月八日印刷

昭和四十三年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局